

近江鉄道線のあり方検討に係る「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「法定協議会」の設置について(報告)

1 これまでの検討経過について

年月	主な内容
平成28年6月	近江鉄道株式会社より県へ状況説明
平成29年1月～ 平成30年2月	近江鉄道に関する勉強会(計8回開催)
平成30年12月～ 令和元年7月	近江鉄道線活性化再生協議会(計6回開催)

2 「近江鉄道沿線自治体首長会議」の開催結果について

(1) 開催日時および場所

- 令和元年8月27日(火) 13:00～15:00 アピアホール(東近江市)

(2) 出席者

- 知事、沿線市町の市長および町長、近江鉄道株式会社代表取締役社長
- 国土交通省近畿運輸局交通政策部長および鉄道部長

(3) 合意事項

- 令和元年10月末を目途に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会を設置し、路線の存廃、存続形態、財政負担等の具体的な議論を行う。

3 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会の設置について

(1) 協議会の設置目的とその効果等

ア) 設置目的

「近江鉄道沿線地域公共交通網形成計画」を策定し、近江鉄道沿線地域にとって望ましい公共交通網のすがたを示すマスタープランとして、まちづくりや関係者間との連携強化や、公共交通機関同士の役割分担の明確化等につなげる。



「近江鉄道沿線地域公共交通網形成計画」の策定に当たっては、沿線住民、利用者、事業所等の意見を伺うとともに、国の支援も得ながら、近江鉄道線のあり方はもとより、将来の沿線地域のあり方に大きな影響を与える、まちづくりや観光振興等も含めて幅広く議論

イ) 設置の効果およびメリット

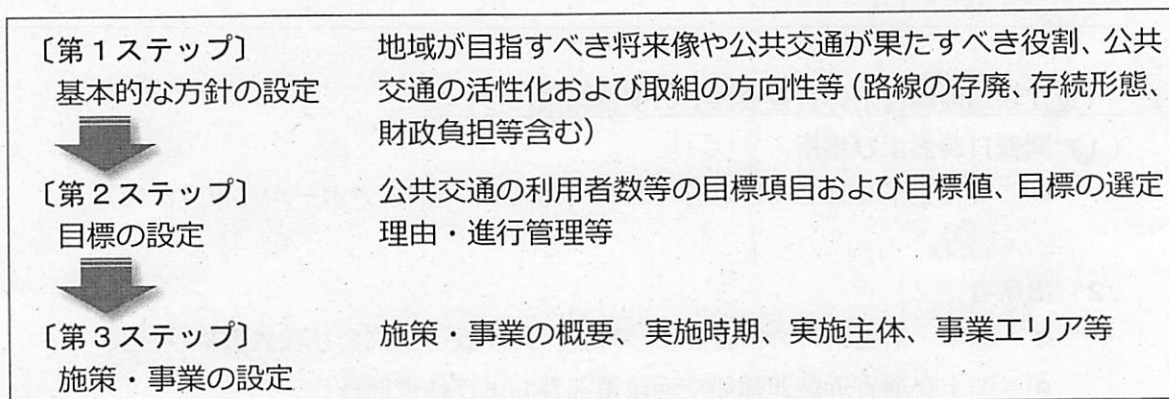
- ① 法定計画の策定や調査に要する費用に対する国の財政支援が得られる。
- ② 今後、事業構造の変更(上下分離等)を行った場合、自治体の財政負担に係る起債措置が認められるほか、国庫補助の嵩上げがされる。
- ③ 協議会の通知を受けた者は協議に応じなければならない。また、協議会の構成員は、協議結果を尊重しなければならない。

(2) 構成メンバー(調整中)

- 地方公共団体(県:知事、沿線市町:市長および町長)
- 公共交通事業者等、道路管理者、公安委員会、学識経験者
- 教育委員会、福祉団体、高齢者団体、経済団体、観光団体等

(3) 協議の進め方

現行の「近江鉄道活性化計画」が終了する令和4年度以降の同線のあり方について、まずは、近江鉄道線の「路線の存廃、存続形態、財政負担等」の基本事項について結論を出した上で、同線沿線の「地域公共交通網形成計画」を策定する。



4 今後のスケジュール

予 定		摘 要
令和元年 9月～10月	県・市町議会への報告 (※今後も必要に応じ報告)	・法定協議会を設置することの報告
令和元年 11月5日	第1回法定協議会	・検討事項、スケジュール等の合意
令和元年 11月～ 令和2年 3月	・フォーラム等の開催 ・沿線住民等アンケートの実施	・沿線住民等への説明および機運醸成 ・利用実態、利便性向上等の要望および将来のあり方に関する意向把握
令和元年～ 令和2年度	「近江鉄道沿線地域公共交通網形成計画」の策定	・望ましい公共交通網のすがたを明らかにする「マスタープラン」の作成
令和3年度	(※新しい存続形態へ移行する場合) 「鉄道事業再構築実施計画」の策定 →国土交通大臣の認定	・地方公共団体の支援内容 ・事業構造の変更内容 ・事業実施に必要な資金の額及びその調達方法等
令和4年度	事業構造の変更等	・新たな支援スキームへの移行